

音と臭いを探し求めて三千里 ～相談者に寄り添って～

千葉県佐倉市環境部生活環境課

最初に、佐倉市の紹介をさせていただきます。本市は千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約1時間という恵まれた環境のまちです。面積103.69km²に約17万人の市民が住んでおり、印旛沼を始めとする豊かな自然環境と、歴史的文化遺産に恵まれています。生物の多様性に富んだ印旛沼は多くの人に愛されており、隣接する「佐倉ふるさと広場」ではオランダ風車を背景に、湖畔に広がる四季折々の花を楽しむことができ、夏には湖畔から打ち上がる花火を鑑賞しに市外からも多くの方が印旛沼を訪れています。また本市は、ミスタープロ野球こと長嶋茂雄氏や、陸上競技の監督として名高い故小出義雄氏の出身地としても知られております。



佐倉ふるさと広場（ひまわり）

公害苦情処理を所管する環境部生活環境課には、18名が在籍しており、そのうち7名の職員で公害苦情処理、騒音・振動・悪臭等の各種届出、環境調査、放射能測定、地下水汚染対策、環境関係の計画作成、企業との環境保全協定締結といった業務を行っています。

平成30年度に寄せられた公害苦情件数は59件で、騒音が28件と最も多く、次いで水質汚濁12件、悪臭11件、大気汚染4件、振動4件の内訳となっています。野焼きや不法投棄に関する苦情については、同じ部内の廃棄物対策課で対応しており、野焼き44件、不法投棄148件の苦情件数でした。本市では都市計画区域のうち、市街化調整区域が75%超と大部分を占め、また都心などへのアクセスの良さもあって、海外輸出等を目的とした自動車解体ヤードの数も多く、全国で把握されているヤードのうち約4%が本市にあります。そのため、ヤード内における野焼きや、廃油による土壌汚染等には注視しております。苦情申出方法としては、匿名での苦情申出も多く、メールによる申出も多くなってきています。

ここで、近年本市に寄せられる公害苦情の特徴を3つ紹介します。

1つ目の特徴として、以前に比べて、生活騒音等の近隣問題による苦情申出が非常に多くなって来ており、対応に苦慮するところとなっています。近隣問題の解決には申出人と原因者の当事者同士の対話が理想的ですが、最近では以前に比べて近所付き合いが希薄になってきていることから、当事者同士の対話が難しいことが多いのが実情です。そのような場合には、地元の自治会を通じた原因者への申出の提案や、市で実施している無料の法律相談の紹介等を行っています。また、騒音問題でお困りの方には、騒音計の貸出を行っており、現状把握や双方の理解のために役立ててもらうなど、解決のための糸口にしてもらっています。

2つ目の特徴として、申出人本人しか知覚できない苦情が毎年一定数あります。件数自体は多くありませんが、以前に比べて増加してきており、今後も増加傾向は続いていくと予想されます。このような苦情の場合は、環境部門からのアプローチだけでなく、庁内で横断的に連携して、解決を目指します。高齢社会を迎え老年人口が増加してきていることもあり、近年は特に福祉部門との連携が多くなってきています。

最後に3つ目の特徴として、規制基準を満たす事業場を原因者とする苦情です。事業場が規制基準を満たしていても、苦情申出があれば解決に向けて動きますが、多くの場合は行政指導が限界です。原因究明や現状把握のために測定を実施したり、類似事例で効果があった改善策の紹介等、行政としてもできるだけのことを行うようにしていますが、残念ながら申出人が納得する形で終わることは少ないのが現状です。

それでは最近の公害苦情について、2つ具体的な事例を紹介したいと思います。

1つ目は、静穏な地域に新たにできた工場を発生源とする騒音苦情です。申出人宅を含む住居がある側の敷地境界では規制基準を満たしていますが、住居の存在しない側では基準を満たしていません。しかしながら、工場から申出人宅までは十分に距離があることから距離減衰の効果もあって、住居周辺での騒音レベルの数値は問題ありません。しかし従来は静穏な環境にあったため、新たに発生した騒音が数値以上に大きく感じられて苦情につながっています。

2つ目は、再生土を用いた埋立地からの悪臭苦情です。悪臭は、再生土の臭いと、現場元来の土壌の臭い、さらに再生土と有機物の反応によって発生した臭いの複合臭と考えられ、現場周辺の水も悪臭を発しているような状況でした。埋め立てられた再生土を調査したところ、環境基準を超え

る有害物質が検出されたことから、千葉県の指導により事業者が再生土の撤去を行いました。廃棄物リサイクルは3R推進のためにも重要ですが、再生土による生活環境悪化を防止し、将来にわたり草木や作物の生育可能な土壌を維持していく必要もあることから、現在は再生土による埋立てを条例により禁止しています。

苦情対応において、何よりも重要なのは、申出人の主張に耳を傾け、申出人が本当に望むものが何であるのかを把握することです。申出人の要望がわからなければ、申出人に納得してもらう形での解決ができません。当然、全ての問題を解決することができるわけではありませんが、単純に規制基準に照らし合わせて終わりにするのではなく、行政としてあらゆる努力をして、少しでも申出人の要望に沿えるように、今後とも努力していきたいと思います。



佐倉市民花火大会